

子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令について（概要）

1．改正の趣旨

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第七号。以下「改正法」という。）及び子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令（令和元年政令第十七号。以下「改正政令」という。）の施行に伴い、所要の改正等を行うもの。

2．改正概要

（1）改正法による改正後の子ども・子育て支援法（以下「新法」という。）第7条第10項第4号、第5号、第7号及び第8号に規定する内閣府令で定める基準

< 認可外保育施設 >

保育に従事する者や保育内容等、現行の認可外保育施設指導監督基準（「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日付け雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知）別添）に定める内容を規定する。また、居宅訪問型保育事業の保育従事者は、保育士、看護師又は一定の研修を受講した者とする。（第1条関係）

< 幼稚園等における預かり保育事業 >

児童福祉法に定める一時預かり事業の実施基準を参考に、幼稚園教育要領等に準じて教育・保育を行うことや、預かり保育に従事する職員の資格・配置要件等について規定する。（第1条の2関係）

< 病児保育事業 >

地域子ども・子育て支援事業として実施されている現行の病児保育事業の実施基準（「病児保育事業の実施について」（平成27年7月17日付け雇児発0717第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知）別紙「病児保育事業実施要綱」に記載されている実施基準）に定める内容を規定する。（第1条の3関係）

< 子育て援助支援活動事業 >

市町村又はその委託等を受けた者が行うものであること及び一定の研修を実施していることを規定する。（第1条の4関係）

（2）施設等利用給付認定等

小学校就学前子どもの保護者が新法第30条の5第1項の規定により施設等利用給付認定を受けようとする場合には、

- ・申請を行う保護者の氏名、居住地、生年月日、個人番号
- ・申請に係る小学校就学前子どもの氏名、生年月日、個人番号

などを記載した申請書を市町村に提出しなければならないこととする。（第28条の3関係）

法第30条の5第3項に規定する内閣府令で定める事項を、

- ・施設等利用給付認定保護者の氏名、居住地、生年月日

- ・施設等利用給付認定子どもの氏名及び生年月日
- ・施設等利用給付認定の年月日、認定番号
- ・法第 30 条の 4 各号の区分及び就労・疾病等の事由

などとする。(第 28 条の 4 関係)

施設等利用給付認定の有効期間について、認定起算日から認定の事由に応じた終期までとする。(第 28 条の 5 関係)

施設等利用給付認定保護者は、毎年、保育の必要性等に関する届出を市町村に対して行わなければならないこととする。(第 28 条の 6 関係)

法第 30 条の 8 第 1 項に規定する変更認定の申請が必要な事項を、法第 30 条の 4 各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、施設等利用給付認定の有効期間とする。(第 28 条の 7 関係)

施設等利用給付認定保護者が施設等利用給付認定の変更の申請を行う場合には、

- ・施設等利用給付認定保護者の氏名、居住地、生年月日、個人番号
- ・申請に係る小学校就学前子どもの氏名、生年月日、個人番号
- ・就労状況の変化その他の申請を行う原因となった事由

などを記載した申請書を市町村に提出することとする。(第 28 条の 8 関係)

市町村が、法第 30 条の 8 第 4 項の規定に基づき、職権により施設等利用給付認定の変更の認定を行うときは、その旨を書面により施設等利用給付認定保護者に通知するものとする。(第 28 条の 9 関係)

市町村が、法第 30 条の 9 第 1 項の規定に基づき施設等利用給付認定の取消しを行ったときは、理由を付して、その旨を書面により当該取消しに係る施設等利用給付認定保護者に通知するものとする。(第 28 条の 11 関係)

施設等利用給付認定保護者は、施設等利用給付認定の有効期間内において、施設等利用給付認定保護者の氏名、居住地等を変更する必要があるときは、市町村に届け出ることとする。(第 28 条の 12 関係)

現に施設型給付費等を受けている教育・保育給付認定保護者や企業主導型保育施設を利用している子どもの保護者は、施設等利用給付認定の申請を行うことができないこととする。(第 28 条の 13 関係)

企業主導型保育施設を利用している子どもの保護者は、

- ・小学校就学前子どもの保護者の氏名、居住地、生年月日
- ・小学校就学前子どもの氏名、生年月日
- ・利用している施設の名称

を記載した書類を市町村に提出しなければならないこととする。(第 28 条の 14 関係)

(3) 施設等利用費

施設等利用費の対象とならない費用として、

- ・日用品等

- ・行事への参加に要する費用
- ・食事の提供に要する費用
- ・特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

などを規定する。(第28条の16関係)

国立幼稚園及び国立の特別支援学校の幼稚部に係る施設等利用費の上限額について、国立大学等の授業料その他の費用に関する省令(平成16年文部科学省令第16号)第2条を基に、以下の通りとする。(第28条の17関係)

- ・国立幼稚園：月額8,700円
- ・国立の特別支援学校の幼稚部：月額400円

預かり保育事業に係る施設等利用費の支給上限額に関し、子ども・子育て支援法施行令の内閣府令で定める日数を26日とし、内閣府令で定める算定方法を450円に利用日数を乗じて得た額とし、内閣府令で定める教育・保育の量を1日当たり8時間とする。(第28条の18関係)

施設等利用給付保護者が施設等利用費の支給を受けようとするときは、

- ・施設等利用給付認定保護者の氏名、居住地、生年月日
- ・施設等利用給付認定子どもの氏名、生年月日、認定番号
- ・利用した施設等の名称
- ・当該施設等から受けた支援に要した費用及び施設等利用費の請求金額を記載した請求書を市町村に提出しなければならない。(第28条の19関係)

(4) 特定子ども・子育て支援提供者の確認の申請等

法第58条の2の規定に基づき市町村による特定子ども・子育て支援施設等の確認を受けようとする者は、

- ・施設等の名称、子ども・子育て支援施設等の種類及び設置の場所
- ・設置者等の名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所、職名
- ・事業開始の予定年月日
- ・子ども・子育て支援施設等であることを証する書類
- ・施設等の管理者の氏名、生年月日、住所

等の事項を記載した申請書又は書類を、確認の申請に係る施設等の設置の場所を管轄する市町村長に提出しなければならない。(第53条の2関係)

特定子ども・子育て支援提供者が、施設等の住所等に変更があった場合には、当該変更に係る事項について、市町村長に届出なければならない。(第53条の3関係)

法第58条の11の内閣府令で定める公示すべき事項として、

- ・特定子ども・子育て支援提供者の名称
- ・特定子ども・子育て支援を提供する施設等の名称及び所在地

- ・ 確認をした年月日（取消しや確認の辞退があった場合は、当該年月日）
- ・ 確認の全部又は一部の効力を停止した場合にあっては、その内容と期間
- ・ 子ども・子育て支援施設等の種類
- ・ 預かり保育事業については、提供する教育・保育の量の状況を規定する。（第 53 条の 6 関係）

（ 5 ）その他、所要の改正

改正法における略称の変更や条項ずれに伴う改正を行うとともに、必要な経過措置等を定める。

3 . 根拠条文

新法第 19 条第 1 項第 2 号、第 20 条第 1 項及び第 4 項等、子ども・子育て支援法施行令第 18 条第 1 項及び第 24 条第 1 項並びに改正法附則第 3 条ただし書

4 . 施行期日等

公布日：令和元年 5 月 31 日

施行日：令和元年 10 月 1 日（一部公布日）